

第三十一号議案

東京都恩給条例及び東京都恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都恩給条例及び東京都恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都恩給条例（昭和二十三年東京都条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書を削る。

附則に次の二条を加える。

（民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴う経過措置）

第八十六条 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」とする。

一 令和四年三月三十一日において第二十七条第一項及び第二項の規定による増加退隠料について第四十三条第二項から

第四項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項及び第四項の規定

二 令和四年三月三十一日において第五十条第一項の規定による遺族扶助料について第五十四条第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

第八十七条 令和四年三月三十一日において未成年の子について給与事由が生じている第五十条第一項の規定による遺族扶助料に係る当該子に対する同項並びに第五十二条及び第五十九条の規定の適用については、第五十条第一項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子（婚姻し

た二十歳未満の子を含む。」と、第五十二条の見出し中「成年」とあるのは「二十歳以上」と、同条及び第五十九条第四号中「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」とする。

第二条 東京都恩給条例の一部を改正する条例（昭和五十一年東京都条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「（十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。）」を削り、同項第二号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（東京都恩給条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 施行日の前日において東京都恩給条例第五十四条第一項第一号に規定する遺族扶助料についてこの条例による改正前の東京都恩給条例の一部を改正する条例附則第七条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する東京都恩給条例第五十四条第三項及びこの条例による改正後の東京都恩給条例の一部を改正する条例（以下「新条例第七十三号」という。）附則第七条第一項の規定の適用については、東京都恩給条例第五十四条第三項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」と、新条例第七十三号附則第七条第一項第一号中「である子」とあるのは「である子（十八歳以上二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」にあつては重度障害の状態にある者に限る。）」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。

（提案理由）

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。